

困った時はすぐにご相談を！ 春日部市消費生活センターから のお知らせ

～令和6年 春号～

消費生活センターでは、専門の消費生活相談員が消費生活に関する相談を受け付け、問題解決に向けた助言を行っています。

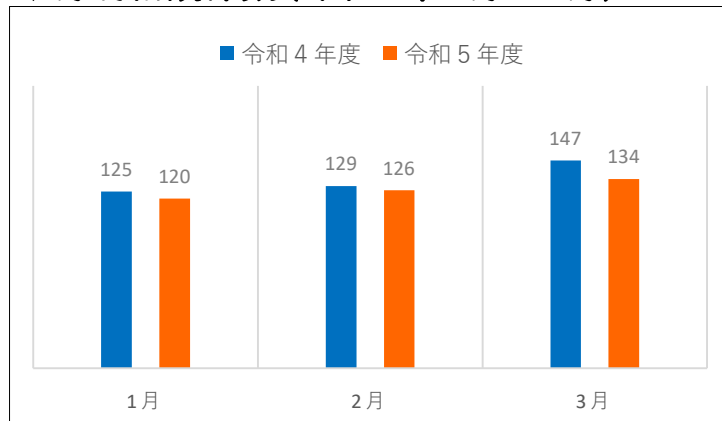
今回は、令和6年1月～3月の相談傾向を中心にお知らせします。

発行元 春日部市消費生活センター
(くらしの安全課内)

◆消費生活相談件数

令和6年1月～3月	前年同時期	増減	増減率
380件	401件	▲21件	▲5.2%

◆月別相談件数(令和6年1月～3月)



依然として屋根工事に関連した相談が多く寄せられています！

このような営業トークが出たら要注意！

- ・近くで工事をしていて、挨拶に来た。
 - ・お宅の屋根が浮いているのが見える。このままだと雨漏りする(瓦が落ちる等)。
 - ・無料で点検する。
- ★断るときは一言「お断りします！」

◆商品・役務別件数、相談概要(令和6年1月～3月)

1位	工事・建築	37	<主な相談例> 近所で工事をしているという業者が来訪し、屋根工事を契約したが、そのような工事はしておらず、不審なのでクーリング・オフしたい。
2位	商品一般	24	<主な相談例> SNSの広告を見て、お試し価格の育毛剤を注文したら定期購入になっていた。5回コースで途中解約できないと言われ不満。
3位	不動産賃借	14	<主な相談例> 6ヶ月居住した賃貸アパートを退去した。玄関の壁紙のわずかな傷で全面の張替え費用を請求され不満。
4位	修理サービス	12	<主な相談例> ネット検索で見つけた業者に台所排水管の水漏れ修理を依頼し、現金で支払ったが、別の業者から高額だと指摘された。
5位	フリーローン サラ金	8	<主な相談例> 消費者金融から借金をしている。返済できない場合どこに相談したらいいか教えて欲しい。

※全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)より抽出しています

◆センターからの注意喚起情報

給湯器の点検にご注意ください！

電話や訪問で突然給湯器の点検を持ち掛け、不安をあおって高額な給湯器の交換を迫る手口が多くみられます。「自治体から委託を受けた」「契約中のガス会社から依頼された」などと身分を偽るケースもみられます。

春日部市消費生活センターの職員が出前講座に行ってきました！



●米島ニュータウン自治会（1月21日）
悪質商法や防犯（特殊詐欺・住宅侵入窃盗）といった実際に発生している事例を紹介しながら、様々な手口や対処法に関する講話を行いました。

●東急武里自治会（2月22日）
カフェ「陽だまり」にて、最近の消費者被害や特殊詐欺等の事例を紹介しながら、防止策・対処法についての質問や相談会を行いました。

消費生活相談コラム

「書類の必要性」



消費生活相談員 H

先日久しぶりに会った友人から聞いた話です。

何年か前、家財で売れる物は売りたいと思い、ネットで買い取り業者を検索して、上位に出ていた業者に連絡した。後日、業者が見積りにやってきて、「2万円」と言うので、2万円で買い取りをしてもらえろと思い、その業者に依頼した。

引取り当日に3人の男性が来て、荷物を運んでくれた。その後「2万円になります」と言われたので、2万円もらえるものと思って待っていたら、逆に「払ってください」と言われた。驚いて、「買い取りでは？」と聞いたら、「払ってください！」と繰り返され、怖くなって払ってしまった。

・・・ということでした。事前に見積書も契約書ももらっていなかったそうです。

契約書等の書類をもらっていれば、買取代なのか処分代なのか分かったかと思いますが、書類が無いと契約内容の真偽が分からず、残念に感じました。「言った・言わない」のことは解決につながらないことが多いので、申込みや契約をしたときは、書類をもらった方が良いと、友人の話聞いて改めて感じました。

余談ですが、業者を探すとき、ネットで探すことが多いと思います。検索して上位に出てくる業者が、必ずしもサービスが良い・安いとは限りません。また、見積りは1社からではなく、複数の業者から取ることをお勧めします。

春日部市消費生活センター（春日部市役所第二庁舎2階）

電話相談受付：☎048-739-7100 平日午前10時から午後4時（祝休日・年末年始、正午から午後1時を除く）